

公共事業に伴い取得した代替不動産 に対する不動産取得税の軽減について

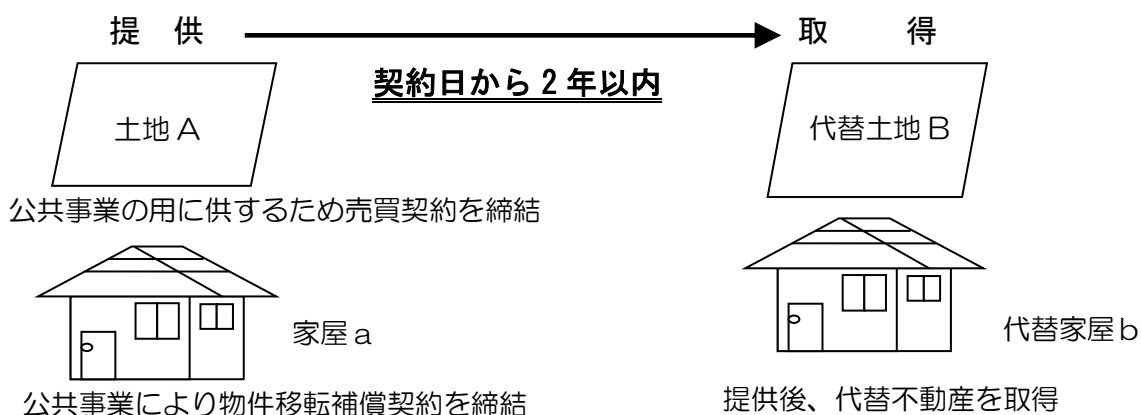
※公共事業のために土地や家屋を提供された方が、代わりの不動産（代替不動産）を取得され、一定の要件を満たす場合（下記 1 ①の要件を満たし②、③のいずれかに該当する場合）は、その代替不動産の取得に対する不動産取得税を軽減する制度があります。

この軽減措置を受けるためには、要件に該当する旨を総合県税事務所に申し出ていただく必要があります。

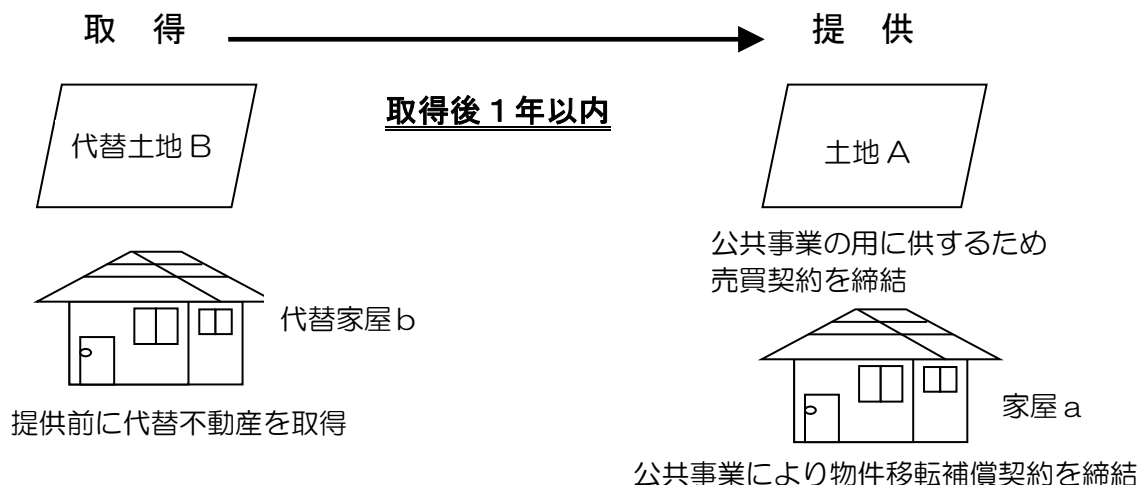
※「公共事業」とは、土地収用法等の法律の規定によって土地又は家屋を収用することができる事業をいいます。

1 軽減の要件

- ① 公共事業のために提供した不動産の所有者と代替不動産の取得者が同一人であること。
- ② 公共事業の用に供するために不動産を提供した日（土地売買契約締結日、物件移転補償契約締結日）から2年以内に代替不動産を取得していること。



- ③ 代替となる不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため、土地売買契約または物件移転補償契約を締結していること。



※ 土地売買契約と家屋の物件移転補償契約が一緒になった契約の場合もあります。

2 軽減の手続き

1の軽減の要件に該当する旨を総合県税事務所に申し出たうえで、下記3に記載の必要書類を提出してください。

3 必要書類

- (1) 公共事業の施行者（国、県、市町村等）と締結した契約書(写)
（「土地売買契約書(写)」および「物件移転補償契約書(写)」）（注1）
- (2) （1）の契約を締結した年の「固定資産税名寄帳 兼 課税台帳」、「固定資産評価証明書」（注2）又は「固定資産税資産明細書(写)」（注3）のいずれか
- (3) 公共事業の施行者（国、県、市町村等）が発行した「収用証明書(写)」（注4）
- (4) 不動産取得税申告書（土地）
- (5) 不動産取得税申告書（家屋）
- (6) 取得した住宅の「全部事項証明書（建物登記簿謄本）(写)」（注5）
- (7) 県税減免申請書（注6）

注1 土地売買契約と家屋の移転補償契約が一緒になった契約の場合もあります。

注2 公共事業に提供した不動産が所在する市町村の固定資産税担当課や行政センター担当課に申請してください。

土地売買契約書(物件移転補償契約書)の締結日が、令和4年の場合は令和4年度のを、令和5年の場合は令和5年度のを市町村に申請してください。

注3 固定資産税納税通知書に添付されているものです。

土地売買契約書(物件移転補償契約書)の締結日が、令和4年の場合は令和4年度の固定資産税納税通知書に添付されているものの写しを、締結日が令和5年の場合は令和5年度の固定資産税納税通知書に添付されているものの写しを提出してください。

注4 本来税務署に確定申告時に提出する書類ですが、写しがあれば参考に提出してください。

注5 (5)及び(6)は、住宅を新築・購入された場合に必要となります。

注6 不動産取得税減免要綱に規定する減免に該当する場合、申請していただくものです。

※なお、(4)不動産取得税申告書(土地)、(5)不動産取得税申告書(家屋)及び(7)県税減免申請書は、「富山県電子申請サービス」からダウンロードできます。

【ダウンロード先】 普段お使いの検索サイトで検索ください。

富山県電子申請サービス

検索

4 軽減の内容

- (1) 次のとおり代替不動産に係る不動産取得税が軽減されます。

$$\boxed{\text{代替不動産の不動産取得税}} = \left(\boxed{\text{代替不動産の固定資産評価額}} - \boxed{\text{公共事業に提供した不動産の固定資産評価額}} \right) \times \text{税率}$$

- (2) 既に軽減前の税額を納付されている場合は、次のとおり軽減額が還付されます。

$$\boxed{\text{不動産取得税の軽減額(還付額)}} = \boxed{\text{公共事業に提供した不動産の固定資産評価額}} \times \text{税率}$$

5 お申出及びお問合せ先

お 申 出 先	富山県総合県税事務所
お 問 合 せ 先	課税第二課 不動産取得税第二班
電 話 番 号	076-444-4629(直通)
住 所	〒930-8548 富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓 口 取 扱 時 間	月曜日から金曜日の8:30～17:15 (国民の祝日・休日及び年末年始を除く)

(令和7年3月現在)